

監査公表第15号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、水道部（経営企画課、上水道課、下水道課）に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年10月10日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

水道部（経営企画課、上水道課、下水道課）に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成30年6月27日（水）

2 監査の対象

水道部（経営企画課、上水道課、下水道課）に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

水道事業会計及び下水道事業特別会計等それぞれの財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）水道事業について

平成29年度の水道事業の経営状況は、当期損益は前年度より2.52%減少した104,724,886円の純利益を計上しており、引き続き黒字決算となっている。

しかしながら、給水収益の減少により、今後、より厳しい経営が続くものと思われるため、現在策定している「敦賀市新水道ビジョン」を基に、さらに適切な執行及び健全経営に努めていただきたい。

（2）下水道事業について

平成30年度より公営企業会計に移行する下水道事業については、一般会計からの基準外繰入金に依存することなく、汚水処理費を使用料収入により可能な限り回収できるよう安定した経営基盤を築いていただきたい。

（3）未収金の削減について

上下水道使用料及び下水道受益者負担金・分担金については、負担の公平性の見地からも納付の意識高揚に努め適正な負担を図り、滞納を発生させない徴収体

制の強化や工夫を図り、未収金の削減に引き続き努力されたい。特に、平成30年度から行う上下水道事業の包括的な窓口業務委託により、なお一層の収納対策の充実を図っていただきたい。